

三浦市漁港管理条例（昭和58年三浦市条例第2号）

別表第1（第10条関係）

2 占用料

物件の種別		占用料
電柱、電話柱、支線柱及び支線並びにその他の柱類		三浦市道路占用料条例（昭和49年三浦市条例第28号）第3条第3項及び別表の規定を準用する。
看板		
標識		
地下埋設物	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	
	マンホール	1基1月につき 80円
前各項に掲げるもの以外の目的のための占用		近傍の類似地の価格の1平方メートル当たりの額に、占用面積、100分の3及び365分の占用日数を乗じて得た額

別表第1の備考

- 備考 1 使用料が重量を単位として定められているもので、その重量が1トンに満たないとき、又はこれに1トン未満の端数があるときは、その満たない重量又は端数の重量は、1トンとして計算する。
- 2 使用料又は占用料が日又は月を単位として定められているもので、その使用又は占用の期間が1日若しくは1月に満たないとき、又はそれらに1日若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれの満たない期間又は端数の期間は、1日又は1月として計算する。
- 3 占用料が面積又は長さを単位として定められているもので、その面積又は長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たないとき、又はそれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、それぞれの満たない面積若しくは長さ又は端数の面積若しくは長さは、切り捨てて計算する。
- 4 漁船については、継続する停係泊の期間が1月までの間の泊地及び船揚場に係る使用料は徴収しない。
- 5 船舟については、商工貨物の陸揚げ期間中の泊地に係る使用料は徴収しない。

- 6 近傍の類似地の価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号又は第11号に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に記載されている価格による。
- 7 占用の期間が1月に満たないときの占用料は、この表の規定により算出した額とその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）を乗じて得た額との合計額とする。